

宿 泊 約 款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

但し、当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で、当ホテルの権限により特約に応ずることがあります。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関して法令の規定または公の秩序もしくは善良に反する行為をする恐れがあると当ホテルが判断したとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者の恐れがあると認められるとき。
- (5) 宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合、そのご宿泊予約申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) ご宿泊者全ての氏名、性別、連絡先、国籍。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(宿泊の登録)

第4条 ご宿泊者は、宿泊初日のチェックイン時までに当ホテルのフロントにおいて法令に基づいて、次の事項を登録して頂きます。

- (1) 第3条第1号の事項および職業、日本国住所。
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日および時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックイン・アウトタイム)

第5条 当ホテルご宿泊者のチェックインタイムは午後3時、チェックアウトタイムは午前10時です。また、チェックアウトタイムを超えた客室の使用は、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 1時間毎のご使用は、客室料金の20%。
- (2) 午後3時過ぎまでのご使用は、客室料金の全額。(但し、当日満室の場合は、延長をお受けできません)

(前受け保証金)

第6条 当ホテルが宿泊予約をお引受けした場合は、当ホテルとご宿泊者との間に別途約定がない限り、宿泊初日のチェックイン時までに全宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は、3日間以上)の客室料金を前受け保証金としてお預かり致します。領収書は、チェックアウト時に発行いたします。

尚、本前受け保証金は、第8条の定めに応ずる場合の違約金として充当する他に、ご宿泊者が当ホテルの諸規定に反したりもしくは、重大な過失により当ホテルに損害を与えた場合に、その賠償金の一部として補填し、残額があればご返却致します。

(料金の支払い)

第7条 当日の宿泊料金は、当ホテルとご宿泊者との間に別途約定がない限り、日本通貨または当ホテルが認めたクレジットカードにより前払いにて頂きます。

- (2) ご宿泊者がチェックインの手続きをした後、任意に客室の使用をしなかった場合でも、当日の宿泊料金は返却致しません。

(予約の解除)

第8条 当ホテルは、宿泊予約の申込者もしくは宿泊予定者が、宿泊予約の全部または一部を解除したとき、別欄の違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

但し、団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に宿泊予約の申込みは、お引き受けした日)における予約人数の10%にあたる人数(端数は切り上げる)については、この限りではありません。

(2) 当ホテルは、宿泊予定者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、理由の如何にかかわらずその宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(3) 前項の規定において、宿泊予定者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着、天災またはこれに類する理由であることを証明したときは、本条第1項の違約金は頂きません。

(利用諸規則の遵守)

第9条 ご宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが別途に定めた利用諸規則に従って頂きます。

(宿泊予約の解除)

第10条 当ホテルは、次の場合になったとき、宿泊予約の申込みをお引き受けした後においても、これを解除することができます。

- (1) 第2条に該当するとき。
- (2) 第3条の事項が明告されないとき。
- (3) 第4条の事前登録がされないとき。
- (4) 第6条の前受金の支払いが期限までにされないとき。
- (5) 第7条の支払いが期限までにされないとき。
- (6) 第8条に該当の宿泊者が、過去の違約金支払いを全額してないとき。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第9条の利用諸規則に従わないとき。
- (2) 第10条のいずれかに該当するとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、ご宿泊者がフロントにおいて宿泊の登録を行った時もしくは客室に入られた時のいずれか早い時点で始まり、ご宿泊者が出発するため客室を開けたときに終わります。

(2) 当ホテルの責任に帰すべき理由によりご宿泊者に客室の提供ができなかったときは、天災、施設の故障、その他やむを得ない理由の場合を除き、そのご宿泊者に近隣の他の宿泊施設を斡旋し、それ以上の責任は負いません。

違約金申し受け規定

(1) 一般客

- イ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊予定者1人につきその宿泊第1日目の客室料金の20%。
- ロ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊予定者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%

(2) 団体客

- イ. 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊予定者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金10%
- ロ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊予定者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ハ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊予定者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%

尚、前各項いずれの場合も消費税を別途申し受けます。

